

令和 7 年 8 月 27 日

市郡地区医師会

園・学校保健担当理事 様

広島県医師会常任理事

(学校保健担当)

天 野 純 子

広島県医師会「学校等におけるアレルギーに関する相談窓口」の
相談対象者の追加について（案内）

本学会務の運営につきましては、平素よりご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 12 月 25 日より広島県医師会学校医部会内に設置しております「学校等におけるアレルギーに関する相談窓口」につきましては、同日付で設置ならびに事業内容についてご案内させていただいたところです。

本事業につきましては、事業実施 1 年目は、県内の教育委員会のみを相談対象として運用を開始し、2 年目から学校医、園医・嘱託医の先生方も対象として追加させていただくこととしておりましたが、この度、学校医、園医・嘱託医の先生方からのご相談の受付を開始いたしましたのでご案内申し上げます。

なお、本相談窓口につきましては、広島県医師会速報 9 月 5 日号ならびに以下 URL の広島県医師会ホームページ等にて、本学会員の先生方へも広報を予定しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、園医、学校医の先生方からお問い合わせがございました際には、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

○広島県医師会ホームページ「学校等におけるアレルギーに関する相談窓口」
<https://www.hiroshima.med.or.jp/ishi/gakkouhoken/allergy-consultation/>

広島県医師会 地域医療課（中島）
〒732-0057 広島市東区二葉の里 3-2-3
TEL：082-568-1511 FAX：082-568-2112
e-mail：chiiki@hiroshima.med.or.jp

広島県医師会 学校等におけるアレルギーに関する相談窓口事業

1. 事業目的

県内の教育委員会及び学校医、園医・嘱託医からのアレルギー対応に関する問い合わせに、アレルギーの専門家より具体的に回答することにより、学校における適切なアレルギー対応の体制構築に寄与するとともに、知識の普及啓発を図ることを目的とする。

2. 対象

- ・県及び市町教育委員会（各学校は、県及び市町教育委員会を通じて相談）
- ・学校医、園医・嘱託医

※各学校・幼稚園等は教育委員会を通じてご相談ください。

児童生徒本人・保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

3. 事業内容

相談者（上記2の対象者）より、相談窓口へメール・FAXにて、学校等におけるアレルギー対応に関する質問事項を受け付け、広島県医師会園・学校アレルギー対策検討会委員及び広島県小児科医会アレルギー疾患対策委員会委員より回答する。

4. 相談内容

- ・学校や幼稚園におけるアレルギー対応に関すること
- ・学校・幼稚園における生活上の注意点や対応
- ・校外行事・宿泊を伴う活動での注意点や対応
- ・学校給食の対応（食物アレルギー対応）等

※個人の治療方法等、診療領域にかかわる相談、緊急事案に関する相談は受け付けられません。

※施設名等個人が特定できる情報を除き、寄せられた相談内容等につきましては、県内のアレルギー体制整備や本事業充実のため有効に活用させていただく場合がございますことご了承ください。

5. 相談申込み及び回答の流れ

①相談者は、具体的な相談内容と、所属機関、氏名、職名、電話番号、回答先メールアドレスまたはFAX番号を明記の上、相談窓口へメール・FAXにて送付する。なお、アレルギー疾患用学校生活管理指導表に係る相談については、個人情報を伏せた生活管理指導表も添付して送付する。



②相談窓口（事務局）より、園・学校アレルギー対策検討会委員及び広島県小児科医会アレルギー疾患対策委員会委員へ回答を依頼する。



③相談窓口（事務局）より、相談者（教育委員会または学校医、園医・嘱託医）へメールまたはFAXにて委員会の見解として回答する（相談受付日から休日を除いて約1週間程度で回答予定）。

6. 相談窓口（相談送付先）

- ・受付時間：月～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時まで
- ・メールアドレス：Allergie@hiroshima.med.or.jp
- ・FAX：082-568-2112

7. Q&Aの作成について

施設名等個人が特定できる情報を除き、寄せられた相談内容等については、定期的なQ&A集の発行またはホームページ等への掲載により、本事業や県内のアレルギー体制整備の充実のため有効に活用する。

8. 事業開始日

本事業は、令和6年12月25日から開始する。

学校等における アレルギーに関する 相談窓口

お気軽に
ご相談ください！



学校等におけるアレルギー対応に関して、県内の教育委員会及び学校医、園医の先生方が気軽にご相談いただける「学校等におけるアレルギーに関する相談窓口」を設置しています。アレルギーの専門家（アレルギー専門医、小児科医等）で構成する広島県医師会園・学校アレルギー対策検討会委員及び広島県小児科医会アレルギー疾患対策委員会委員が、専門的見地からご回答いたします。

相談対象者

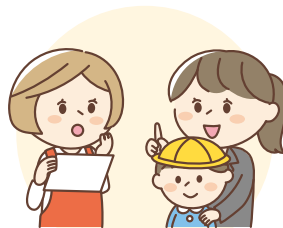
- ・ 県教育委員会及び市町教育委員会（各学校・幼稚園は教育委員会を通じてご相談ください）
- ・ 学校医、園医・嘱託医

※児童生徒本人・保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

アレルギーのような〇〇の症状があるけれど、どの診療科を受診してもらえば良いか、生活管理指導表にはどのように記載していただいた方がよいか…



学校や幼稚園における
アレルギー対応に関すること



生活管理指導表の指示と保護者からの指示が矛盾する。どう対応すれば…

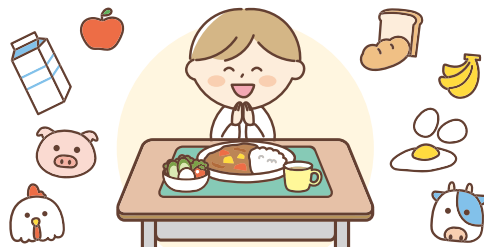
学校・幼稚園における
生活上の注意点や対応

相談内容

もうすぐ修学旅行。
緊急時対応はこれでいい？



校外行事・宿泊を伴う
活動での注意点や対応



学校給食の対応（食物アレルギー対応）など

※個人の治療方法等、診療領域にかかわる相談、緊急事案に関する相談は受付できません。

相談方法

具体的な相談内容と、所属機関、氏名、職名、電話番号、回答先メールアドレスまたはFAX番号を明記の上、相談窓口へ相談フォームまたはメール・FAXにてお送りください。（アレルギー疾患用学校生活管理指導表に係る相談は、個人情報情報を伏せた生活管理指導表も添付してください）。

相談窓口事務局より、委員会からの回答をメールまたはFAXにてお送りいたします（相談受付日から休日を除いて約1週間程度で回答予定）。

詳細はこちら▶



相談窓口
（相談送付先）

受付時間：月～金曜日（祝日は除く）午前9時～午後5時まで
メールアドレス：Allergie@hiroshima.med.or.jp
FAX：082-568-2112

※FAX送信後は可能であれば確認のお電話をお願いいたします

相談フォームはこちら▶

